

特集／食品事件を掘り下げる

「記者の目」とは何か

——ウナギの「偽装」報道を通じて（上）——

戸 倉 恒 信

(台湾大学歴史学研究所博士課程)
Tokura Tsunenobu

はじめに

本稿は、近年食品のさまざまな「問題」認識に端を発して議論されている食の安全について、常時そこに想起され、そして言及され、結果パターン化されてゆく産地間の（特に輸入／国産という）対峙構図、また消費者が日々行っている産地への評価を再考してゆくために、まず食の安全という概念にカッコを付し、無条件にこの概念を論述の前提に据えるのではなく、それがいかにして形成されてゆくのかを、『新聞』記

事を用いて紐解いてゆこうとするものです。そこでまず問題となるのは、なぜ『新聞』の報道を介在させなくてはならないのか、ということであるかと思われまします。したがって、いささか面倒でも論旨を立体化してゆく手続きとして、副標題にあるような具体的な事例を論じる前に、前編で方法論上の説明を経てから、後編で実践論として具体的な事例に触れてゆくことにします。

まず、近年政府が重要課題の一つと定めた「食の安全」という概念ですが、一言でいうと、これは「国内の消費者」に対して食卓の「安全保障」を行うという行政上の目標です。とはいえ、私たちが生活の中で「既に」この概念を知覚の中に実体化させてしまっている、その「既知の事実」からいえば、そこには食品に対する何らかの「危険」認識があるって、その反射的な行為として「危険」の所在を空間的に特定させるか、あるいは時間的に忘却してゆくことで、その要因を排除してゆこうとする心の動きであるといえます。

つまり「消費者」が「食の安全」という概念を認識してゆくには、それが心理的なプロセスであるが故に、それを叙述する本人には必ずしも情報の中身に対する吟味や、身体的な経験が必要なのではありません。言い換えると、「危険」認識には何らかの「恐怖心」が与えられさえすれば、そこには危険という「事実」が存在している必要はないのです。ですから、この「心的過程」に必要なファクターは、媒体を介して得られる諸情報の入手であって、とりわけ『新聞』の報道は、厚労省のホームページや専門誌に著わされるものよりも表現としては「分かりやすく」、

後ほど詳しく述べますが、そこには「既に」私たちが受け入れている「諸事実の雛形」が存在しているだけに、知覚の中に容易に溶け込み、「消費者の目」を形成する重要な指標となっているのです。

しかし裏を返せば、『新聞』には「消費者の目」を左右させるだけの心的拘束力がそれ自体に備わっているものであり、だからこそ「生産者・中間業者の目」に対して使用されている「消費者の目」を、一旦「記者の目／消費者の目」という関係から再構成してみる必要があると考えられるのです。メディアの形態を問わず、ある一つの情報を発信する誰もが、「消費者の全体」を代表しているような錯覚を抱き、結果的に「風評被害」の造成作業に加担しないためにも、一旦「消費者の目」を所与の前提に据えることを止め、それが形成されてゆくプロセスから「食の安全」を考えてゆこうとする理由はここにあります。『新聞』が発信する「危険」情報を検証してゆく作業とは、結果的には「不安」という心的過程を減少させる重要な契機になるのは間違いないからです。したが

って、構造的に掌握すべきことは、施政の方針・決定とオピニオン（世論）を媒介する報道のあり方ということになります。

一、アプローチについて

まず触れておきたいことは、この「消費者の目」を形成してゆく媒体のあるべき姿、即ちその座標軸の把握についてです。これに関し、『新聞』と『雑誌』の関係から問題を構成してみると、諸媒体は各々にジレンマを抱えているといえ、一方で『新聞』は想像できうる限りの「消費者」を包括してゆく過程で、「消費者」のいかなる好みにも都合よく対応できる普遍性を追求し、結果として記事の起草段階で著されていた鋭角の部分を削り落とし、論点をアイマイにしながらか内容の信憑性を失わせてきたといえます。ですから、『新聞』のこうした問題を補うべき他方の媒体が、個々の分野での専門性を有する『専門誌』となるわけです。しかし、両者の関係を現在の教育体系から大雑把にとらえてみると、新聞記者が文系出身者に偏り、そして食品に携わる専門家の多くが

理系出身という状況では、『新聞』と『専門誌』は全体と部分に特化してゆく傾向がより強い分野だといえます。そして他方で『専門誌』は、専門家が己の専門を論じるに留まるという自己目的化によって、「オピニオン」を刺激してゆけるような『新聞』との相関関係を築くことができず、結果として『専門誌』の読者を自らが限定してきたのだといえます。つまり「食の安全」を考える上での大きな課題は、「危険」情報の発信・受信に不可欠である媒体間の連携を、いかに確立させるかということだと言えます。そこで『新聞』と『専門誌』との間にある、この乖離現象を解消させてゆくには、まず『専門誌』の方から『新聞』との間に弁証関係を築けるアプローチが必要だと考えられるのです。言い換えると、『専門誌』の権威性は専門家を相手にするだけではなく、『新聞』の「オピニオン」を相手にしてゆける方法を模索し、それを着実に実践へ移行してゆくような「日々」の意識が必要なのです。

この切実な問題に向き合われている星元紀氏によれば、「食の安全」や

「安心」を語る上での「深刻な弱点・問題点のひとつ」には、「市民の科学に対する信頼と関心が科学・技術立国を謳う先進国とは到底思えないほど希薄であり、その結果として科学的な知識が欠如していることではない」かと問われ、そして「食品の生産・流通・消費にかかわる人々、すなわち国民が一定の科学知識を共有しない限り、食品の安全は保障されえず、たとえ安全が保障されたとしても安心は到底得られまい」ということを指摘されています^①。この種の提示は、問題の所在をあらかじめ市民レベルでの「一定の科学的知識」の共有という課題に還元してしまっているのか、では具体的にどうすればいいのか、という実践論に発展させずらい難点を抱えています。ただ、この「一定の科学知識」という表現内の「一定」という概念に対し、具体的な方向性が与えられさえすれば、必ずしも抽象論に終わるわけではありません。つまり私たちがここで考えるべきなのは、社会の構成要素となっている教育の「棲み分け」志向という現状をとらえつつ、しかも私たちが「一定」の科学知識を共

有してゆくには、どのような「方法」が必要なのかということですが、

そこで紹介しておきたい一つの文献は、本誌の二〇〇六年五月号から連載された藤田哲氏の『食品添加物、残留農薬の実像』という論著です。そこには、「食品添加物」という概念や、農水省・厚生省の定める「規格・基準」、また非関税貿易障壁に絡まる問題発生のカラクリ等が総合的に論じられていて、著者自らが設定する論題を自明化せずに、社会的に因襲化されている諸概念に対して懐疑的に論述を展開されているという点で、稀にみる傑作だといえます。そして筆者が媒体の関係構造をとらえるための一つの指標性をそこに認識しようとするのは、この論著が本誌のオピニオンというカテゴリに編集されているという部分です。とかく見過ごされがちな編集上の一項目に、筆者が「指標」の所在を認識する根拠については、本節の中で徐々に明らかにしてゆきますが、その前に一つだけ難点を挙げておくと、藤田氏の提出される多くの「視点」を、「オピニオン」を論じる『新聞』が吸い上げないのはなぜな

のかという問題です。

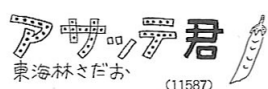
媒体間の関係からいえばそれはこういうことです。藤田氏の論著では、論述の過程で使用される真偽の判断が、新聞記者の意識の届く範囲にはなく、専門家の研究に直接依拠してしまおうという専門知識への落とし込み方にあります。もちろん『専門誌』の専門性からいえば、そこでは専門知識を論拠とするのが当たり前であって、筆者もその論拠の存在を懐疑するつもりはありません。ただ、本稿で考えてみたいことは、食品に使用される諸概念を社会的に因襲化させてきた「オピニオン」の媒介物である『新聞』に対し、何らかの働きかけがそこで通過されていれば、『専門誌』の「オピニオン批判」が、『新聞』の「オピニオン描写」と相対化し、間接的に市民レベルでの「一定の科学的知識」と関係することができたのではないか、という可能性を提示してみたいのです。

ですから、まず注意を払うべきことは、この「一定」という概念の第一義的要素を論述の基本に据え置く必要があるということです。具体的には専門家にしか判断できない専門

知を「方法として」あえて伏在さ

せ、科学的思考の最も基本である、論理的に腑分けをすること「のみ」を以って、記者の発信する情報を相対化してゆく必要があるのではないかとということです。専門家はその手続きとして、記者が日々発信する諸情報「だけ」を論拠に据え、その論理的な矛盾に対する「一定の科学的知識」として諸情報にフィードバックさせてゆく「視角の限定」が、段階的に「消費者」と専門家とをつなぎ止め、ひいては「一定の科学知識を共有し」てゆく具体的な手立てになるのではないのでしょうか。結論的に言うと、文系型の思考法に常に欠落しているもの、それは方法の確立に必要とされる「視角の限定」だからです。しかし、「食の安全」を自明化して語る『新聞』の「オピニオン描写」が、機械的に「消費者」の異なる意見を吸い上げることに全力を注ぎ、しかしそこに存在するべき「オピニオン批判」だけが欠落している要因には、方法論の外にもさまざまな既得権益との関係があるのでコメントは避けますが、いずれにしても専門知を何らかの形で『新聞』

に反映させてゆくには、やはり専門家自身に「方法の転換」が必要なのではないかと思われます。繰り返しますが、諸情報に対する論拠の真偽性が専門家以外に判断がつかないものならば、オピニオンとしての言論の「場」には「知的」営為は実現されないということです。ですからまず、段階的に「共有」可能な科学的考察を行うための「思考のタイムラグ」を『新聞』が主体的に確保してゆく必要があるのです。このように媒体に焦点をあてた問題構成からいうと、村上紀子氏が述べられるように、「いまは、食の安全が以前より危うくなっているというよりは、食の不安のほうが大きく膨らんでいる時代ですから、情報への信頼は、とりわけて大きな意味をもつ」として、「マスメディアが果たせるはずの積極的な役割の一つ」に、「その『場』を、フォーラムの場を、マスメディアが積極的に提供してゆくべきなのでしょう。なぜなら、人文系に属する日本の媒体に最も欠落しているのは「論争の契機」だからです。そういう意味では、村上氏の指摘には賛同できますが、ではどうす



(毎日新聞2008年7月4日朝刊)

ればこの「現実」を転換させることができるのでしょうか^②。

筆者は昨年の本誌十月号で、同年七月に『毎日新聞』が報じた「輸入食品、残留農薬、違反8倍」という「危険」情報を起点に、その根源的な認識として、相手国の基準値を取り締まることのできる「法的効果」と、薬品の残留した食品のもつ「実際の毒性」、そして最終消費者が基準値違反に対して抱く「モラル違反」との間では、この三者の起源と帰結はつきりせず、現実にはそれぞれが勝手に独り歩きしているか、あるいはそれらが混同されているという問題を指摘しました。その理由は、双方の基準値を仔細に比較すると、「台湾産」の半発酵茶に対する「国産」の基準値が対外的に「緩い」という非常に奇妙な構造が存在して

いて、輸入食品の違反件数が対前年比で八倍に増えたというよりも、実際には「暫定基準」の網にかかった違反件数という「字ズラ」が増加しただけではないのか、という疑念があったからです^③。ただ、根拠を示す上で方法的に反省すべき点は、残留する薬品の「毒性」から指摘される「危険」情報云々に対する筆者自身の判断根拠が、結局のところ「国外」の政府機関の下す判断に頼った部分で、「国内」の『新聞』と『専門誌』との接点模索に有効な契機を与えることはできなかったという部分です。

とはいえ、「食の安全」に立ち上がる根本的な問題とは、「危険」情報が生産される背景に国や省庁の異なる規定が絡みつく構造でありながら、依然それらは『新聞』の「オ

ピニオン」で論争されることはなく、ある一つの規範が一足飛びに「輸入／国産」というような政府主導の「枠組み」に移行させられ、そのまま情報発信（と同時に受信）されるということなのです。そして、日々の時間に追われる「記者の目」と「消費者の目」には、互いの心に映る情景と「事実」認識を結びつける共通の心的過程が存在するというものであり、これに対する懐疑意識は、もちろん本稿でも変わることはありません。この構造問題は、「産地偽装」が語られる際の論点の相違をとらえてみると一目瞭然です。

例えば、「一色産ウナギ」や「飛驒牛」などの「偽装」が騒がれた今年の七月初めに、『毎日新聞』に掲載された『アサッテ君』^④の中に、その思考形成のカラクリをを解く鍵が存在していますが、果たしてどれだけの記者が、以下のストーリーから問題を抽出することができたでしょうか。東海林さだお氏は、まず時局に乗じて「中国産ウナギを一色産に」という命題を出し、それから「ふつうの肉を飛驒牛に」という二つの偽装問題をトピックにします。そして

そこから、「中国産ウナギを飛驒牛に」偽装する可能性を提出してゆくのです。ここでは、読者の誰もがこの「可能性」に誤謬を読み取ったことでしよう。しかし、論理的誤謬の発生している個所は、「中国産ウナギ」と「飛驒牛」の関係化なのではありません。「偽装」というコンテクストにおいて、「国産品と輸入品」との類比を可能にするカテゴリーは、実はここには存在していないことが論理的誤謬なのです。換言すると、あり得ないはずの中国産ウナギと飛驒牛の「字ズラの混同劇」には、「オピニオン」の因襲的思考の所在を暴露するために設計された風刺劇が練り込まれていたのです。

正確な表現ではありませんが、「国産」同士を使用する「偽装」では、偽装に使用された食品の「産地」は組上に載せられることはありません。つまり、「偽装」のために使われた国産品の「産地」には、「偽装」以外の条件に基づく規範によって、「産地」に「マイナス」のイメージが与えられることはない、という意味で組上に載ることはないのです^⑤。なぜなら「国産」同士を

使った産地偽装では、偽装に使用された「産地」を心的過程の対象にはせず、この『アサッテ君』に表示された「ふつうの肉」という評価、即ち格付けやグレード等が、常に規格上の問題として「事件化」されるからです^⑧。ですから問題は、「国産」同士の偽装の場合、「産地」を特定することで消費者の「安心」を促すような心的過程は「風評被害」を派生させる表現として忌避され、逆に輸入品に対する「危険」情報はこの種のダメージを与えても「風評被害」にはならないというダブルスタンダードが存在しているということなのです。

この思考構造の問題性については後述しますが、「食の安全」認識には、厚労省や農水省、また公取委などの「棲み分け」から派生する基準の多重性が横たわっているにもかかわらず、腑分けされるべき論理的誤謬を、私たち「消費者」が容易に混同してしまえるのはなぜなのかという事です。それは、根源的には情報発信の段階で、「腑分け」がなされていないからだという一言に尽きます。しかしそんなことを言うと、

恐らくお役人も記者も、ただ「事実」を認識し、そして「事実」をタイムリーに叙述しているだけだと反論されるでしょう。しかし筆者が、「国産志向」というようなコトバを「オピニオン」の実体として論じてしまえるのは、「事実」報道が常に報道の「事実」に変質し、そして世論の代弁をしていると自らが勝手に思い込んでいる何よりももの証拠だと言うと、どう反論されるでしょうか。

まず、「食の安全」には不可避に「消費者の抱くイメージ」が絡みつくという必須の条件からいえば、少なくとも「国産志向」は、すべての報道において「国産表示志向」と表記し直されるべきです。筆者が無批判に「国産志向」というコトバを使う記者に問いかけたいことは、自らの流す情報に与えられている前提に対し、批判的な視線をどれだけ注げるかが「記者の目」の真価ではなかったかということです。記者は、いかにも「輸入／国産」のイメージ乖離が「オピニオン」から生まれているように報じ、「産地」に一定の社会・経済的ダメージが与えられた時点で、今度は失墜した「輸入」イメ

ージの回復を促すような記事を出してゆくことから分かるように、時局への追従が極限にまで達している言論世界、それが私たち「消費者の抱くイメージ」が参与している「事実」描写のプロセスなのです。刻一刻と変わる状況の中に思考がドップリと浸っている場合、そこには腑分けに必要な「思考のタイムラグ」は必要とはされません。だからこそ、条件的にこのタイムラグを措定させている『専門誌（月刊）誌や「季刊」誌』は、『新聞』が日々困い込もうとする「オピニオン」形成のパターンを批判的にとらえなおし、「史料」を提示しながら検証作業を加えてゆくことを怠ってはならないのです。

W・リップマンは『世論』（Public Opinion）の中で、新聞社の報道方針が「最高の好意を込めて」自社の編集方針を支持する理由を以下のよう

に指摘しています。
「現在の教育状況にあつては、一つの世論は、何よりもまず道徳や規範を通して見た、諸事実の一つの見方なのだ。つまり、われわれがどのような種類の事実群を見るか、どの

ような光を当ててそれを見るか、その大方を決定するのは、われわれの諸規範の中心にあるステレオタイプのパターンだと言いたい^⑨。

つまり、新聞に著される一つの「事実」の所在情報とは、所与の「道徳や規範」を通じてそれを見ようとしている読者、もしくは記者のイメージに照射された反射物に過ぎず、それを循環的に生産している条件が「相対的」なステレオタイプ（雛形にはめられた画一的イメージ）だということです。例えば「ウナギの偽装報道」でいえば、「国産は安全で輸入品は危険である」という「規範」が、すでに「消費者の目」のなかに据えられているように^⑩。そして私たちが彼の視点に学ぶべき部分は、ステレオタイプを看破してゆくには…「諸原則は互いに他の原則をきわめて速やかに打ち消しているのだから、裏を返せば論理的な腑分けをすることで「つぎつぎと矛盾があらわれ」、それ故に「その議論がどのように組み立てられているか」を理解することが可能になる、という接近法です^⑪。

この方法の有効性については、次

節においてウナギの「産地偽装」を例に検証してゆきますが、その前に思考してほしいのは、「国産にあって中国産にない」という命題と、

「中国産にあって国産にない」という命題とを比較し、後者の命題の「意外性」が前者よりも大きくなる主語は何かという問いです。私たちはここに「道徳や規範」という主語が、いかに私たちの知覚作用をつかさどる重要なファクターとなっているか、その自明化された前提を感じることになったでしょう。もちろん筆者は、「この『問題』の立て方自体に問題がある」という読者の懐疑的指摘を期待しているのですが、そうは言っても、私たちは「中国産」に対してつまざまな「危険」情報を習慣的に想起しつづけていて、誰もがこのパターンに当てはまる無数の「事件」を論拠に据えることができてしまえる、この「ステレオタイプのパターン」を懐疑するというのは容易なことではありません。そこで、複雑であるはずの社会現象を単純化させてゆける、このたった一つの公式に沿うよう実体化される「オビニオン」について、この夏の

「新聞」報道を通じ、構造を検証してゆくことにしましょう。

(次号へ続く)

参考文献

(1) 星元紀『食品に関する安全・安心と科学教育』、日本学術協力財団編『食の安全と安心を守る』(二〇〇五年、財団法人日本学術協力財団)所収。

(2) 村上紀子『リスク情報とマスメディア』、上掲書所収。新聞・メディアを含むいわゆる「論壇」には、極めて厳しい構造的なアポリアが存在しています。例えば、月刊オビニオン誌が今年の十月号で「休刊」となるのに象徴されているように、「開かれた論壇の「場」づくり」というのは、現実には各メディアの「編集方針」を根本から揺るがしかねない問題であるだけに、寛容の視点をメディア自身に確立できるかは、個々のメディアのもつ「社会的抵抗力」に依存するしかないので。しかしここには既に、社会に対して開かれた論壇には、社会的抵抗が必要であるという矛盾が存在しているので。したがって、『論座』の休刊

については、植田滋『論壇の場』拡散、『読売新聞』(二〇〇八年七月二十二日)を参考。

(3) 拙著『台湾産ウーロン茶の「残留農薬基準違反」とは何か』、本誌二〇〇七年十月号所収。

(4) 東海林さだお『アサッテ君・No.1 1587』、『毎日新聞』(二〇〇八年七月四日)。

(5) 例えば、『毎日新聞』の「オビニオン」欄で報じられた「船場吉兆事件」の問題の一つである「牛肉の産地偽装」について言えば、記者は船場吉兆の「前社長らは「鹿児島県産」の肉を「但馬牛」など兵庫県産として販売する容疑で送検されたが、(鹿児島県産として出された肉は)偽装しなくてもおいしい肉だった。(私は)「不祥事の料亭」という思いはもはや消え、言葉も出せずに食べていた。」というような感想を述べています。久木田照子『崩れた「料亭文化」への思い』、『毎日新聞』(二〇〇八年七月二十九日)

(6) 「飛騨牛偽装」の報道の論旨には「等級偽装のほか、枝肉の加工日を過去数回改ざんし、消費起源

を最大五日延ばし、ミンチ肉へ消費期限切れの材料を混入」という具合に、「産地」すなわち空間的に問題を特定させて「危険」認識を促すような思考パターンは用いられていません。山田尚弘『飛騨牛偽装で捜索』、『夕刊・毎日新聞』(二〇〇八年七月八日)を参照。

(7) W・リップマン、掛川トミ子訳『世論(上)』(二〇〇四年、岩波文庫)一七〇ページ

(8) あるアンケートでは「輸入ものを国産として販売した偽装事件の多発を受け、「ウナギを食べる際、産地について気にするか」を質問した。「大いに気にする」とした人は五八%と過半数に上り、「多少は気にする」と合わせると九割を占めた。産地を「あまり気にしない」とした残り一割のうち、「全く」気にしないと答えたのは、わずか二%」だと報じられています。『土用ウナギ こだわりは』、『夕刊・読売新聞』(二〇〇八年七月二十日)

(9) W・リップマン、上掲書、一八〇ページ